

○厚生労働省告示第九十号

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）第一号ただし書の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する保険医療機関の病棟における医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成十年十月厚生省告示第二百五十号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月十一日

厚生労働大臣 坂口 力

第四号中「老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（昭和六十一年十二月厚生省告示第二百三十二号）」を「老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（平成十四年三月年厚生労働省告示第八十二号）」に改める。

別表の2中「1から10まで、12、16から19まで、22及び23」を「1から11まで、13、17から20まで、23、24及び26」及び「及び腎盂内注入（尿管カテーテル法を含む。）」を「、腎盂内注入（尿管カテーテル法を含む。）、四肢ギプス包帯（5上肢、下肢及び6体幹より四肢にわたるギプス包帯に限る。）、体幹ギプス包帯、鎖骨ギプス包帯、ギプスベッド、斜頸矯正ギプス包帯、先天性股関節脱臼ギプス包帯、脊椎側弯矯正ギプス包帯及び治療装具の探型ギプス（4義肢装具探型法（股関節、肩関

節離断の場合)に限る。)』と銘ある。

別表の3中「1から10まで、12、16から19まで、22及び23」を「1から11まで、13、17から20まで、23、24及び26」と銘ある。

別表の5中「103点」を「102点」と銘ある。

別表の9中「1から10まで、12、16から19まで、22及び23」を「1から11まで、13、17から20まで、23、24及び26」と銘ある。